

9-(1).奨学金制度について

学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生のために、次のような奨学金制度があります。

①本学独自の奨学金

名 称	支給要件	支給額	支給者数
特待生奨学金	特に成績が優秀な者 (前年次の GPA が 最高得点の者)	授業料の 年額相当額	2～4年次の各年次ごとに、 社会福祉学部及び子ども 学部の各学科ごと 1名
	成績が優秀な者 (前年次の GPA が 2番目に高い者)	授業料の 年額の 2分の 1 相当額	2～4年次の各年次ごとに、 社会福祉学部及び子ども 学部の各学科ごと 1名
一般奨学金	応募者のうち、就学 のために経済的援助 を必要とする者であ って、学業成績・人 物ともに優秀なもの	授業料の 年額の 2分の 1 相当額	2～4年次の各年次ごとに、 社会福祉学部及び子ども 学部を通じて 8名以内

②本学以外の奨学金

・日本学生支援機構

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。奨学金は貸与ですから、返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。申し込みは大学を通して行い、大学が奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている人の中から選考の上、機構に推薦します。機構では大学の推薦を受けた者について選考を行い採用の決定をします。

高校在学中に日本学生支援機構の奨学生であった学生は、本学在学中は返還猶予になりますので「在学届」を提出してください。また、高校で予約して「奨学生採用候補者」として決定している学生は、日本学生支援機構から交付されている「大学等奨学生採用候補者決定通知」を事務部へ提出してください。

定期採用のほか、家計急変者には「緊急・応急採用」を随時受け付けています。

●対象

全学科・全学年

●出願資格・選考基準

人物、学業に優れかつ健康であって、経済的理由により修学が困難な学生で、日本学生支援機構の示す収入基準内に入っていることが条件です。奨学金種別ごとに学校からの推薦枠が決められており、希望しても必ず採用されるわけではありませんので、ご了承ください。

また、一度採用されれば原則として卒業するまで貸与を受けることができますが、毎年適格認定が行われ、奨学生として相応しくないと判断された場合は奨学金の貸与が停止されることもあります。

種 類	募 集 時 期	貸 与 月 額	貸与始期	返 還
第一種奨学金 (無利子)	定期採用 4月 緊急採用 随時	自 宅 30,000円 54,000円 自宅外 30,000円 64,000円	全学年 4月 ※緊急採用 家計急変の事由 が発生した月以 降で本人が希望 する月(4月ま で遡及可)	貸与終了(卒 業)してから 6ヶ月経過後、 返還開始とな る。月賦又は月 賦・半年賦併用 のどちらかを選 択し、借用金額 及び割賦方法に 応じた返還回数 で返還する。
第二種奨学金 (有利子) 年利3%を上限	定期採用 4月 応急採用 随時	30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円 の5種類の月額から 選択できる。	全学年 4月～9 月で本人が希望 する月 ※ 応急採用 4月から3月の 間で本人が希望 する月	
入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)	1年次入学者(編入学者の編入学年次を含む)で条件を満たすものに対して、希望により定額(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円)を増額して貸与します。			

※緊急採用(無利子)、応急採用(有利子)とは、家計支持者の失業、破産、事故、病気、死亡または、火災、風水害等により、家計急変が生じ緊急に奨学金が必要になった場合、申込ができます。

●奨学金継続願・適格認定

奨学生は、貸与期間中毎年1回「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出しなければなりません。この手続きを怠ると、奨学金が廃止されますので、注意してください。

また、提出された継続願の内容および学業成績・経済状況が奨学生として相応しいかを判断し継続の可否を認定します。

手続きの時期は、掲示によりお知らせします。

●貸与期間満期時（卒業時）の手続き

卒業年次の学生を対象として説明会を開催します。「貸与奨学金返還確認票」、
「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リレー口座（返還金の振替口座）
の加入手続きをした上で、必要書類を事務部へ提出してください。
進学する場合には、進学先の学校に「在学届」を提出することにより返還猶予さ
れます。

●貸与終了時（奨学金貸与の辞退・廃止時）の手続き

「貸与奨学金返還確認票」、「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リ
レー口座（返還金の振替口座）の加入手続きをした上で、必要書類を事務部へ提出
してください。引き続き在学する場合および進学する場合には、在学に「在学
届」を提出することにより返還猶予されます。

・静岡県介護福祉士修学資金貸付制度（健康福祉学科介護福祉コース対象）

静岡県では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士修学
資金の貸付を行います。修学資金の貸付は無利子です。また、卒業後一定期間、県内
施設・事業所で規程に定める介護等の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除と
なります。

貸付制度の詳細は、関係省庁からの通達によるものとなります。制度の内容・申し込
み方法・返還免除対象となる業務等については、4月に説明会を開催いたしますので、
希望者は必ず出席してください。